

言葉で申しますと、今度個人の所得税につきまして、免税点を三万円から五万円に引上げられることになりました。それから家族控除につきまして、三人までは一人について二万円引くことになりましたが、一体基礎控除や家族控除が五万円または二万円程度でよいのかと言いますと、これは決してよいのではなく、これは最低生活で一家族たとえば五万円一年暮すという事は、とうていできないのであります。それから家族一人で二万円暮すという事も無理なものであります。一方でそういう無理なことを国家財政の必要上やっておりますので、そこで負担能力のある法人におきまして、税金をたくさん負担してもらおうという事が、私は当然じゃないかと思つておるのであります。そのみならず、現在の日本の個人の所得税であります。これは何といつても大衆課税でありまして、最近大蔵財務協会の発行いたしました財政金融月報ですか、あれを資料として私ちよつと算定してみましたのであります。これは個人の所得税で、申告納税の分でありまして、昭和二十五年度の申告納税者が四百三十万人ありますが、そのうち二十万円以下の人が八三%であります。二十万円と申しますと、昭和十年ごろの貨幣の価値で言へば一千円以下であります。昭和十年ごろの第三種所得税すなわち個人の所得税は、千二百円以下が免税であつた。それと照し合せますと、現在は所得税についてもみな大衆課税であります。だからそういう大衆課税をやつておる際でございますので、負担能力のある法人が、少し税金を重く負担していただくということ

は、私は日本の税制全体を考えまして、当然じゃないかと思つておるのであります。もちろん市町村民税の法人割をも考慮に入れての話であります。そのほかに今度の改正案を見ますと、一部の法人であります。法人について特別償却が認められております。すなわち特定の重要産業が取得する特定の機械などにつきまして、取得した年に取得価格の二分の一の特別償却を認めるといふ、非常な恩恵を與えておるのであります。一方で税率を上げておられますけれども、一方でこういうような恩恵をも與えておるのでございますので、私は税率の引上げは当然じゃないかと思つておるのであります。その他納期について便宜を與えるとか、いろいろございまして、これはまた一切手続に準ずることとございまして、私はこの案にみな賛成でございます。

そこで委員長のお許しを得まして、今回の改正法案とは直接関係はございませんけれども、現行日本の法人制度につきまして、卑見を申し上げさせていただきます。もちろん二十分以内で終るつもりでございます。そこで現在の日本の法人税制度であります。これはさつきから申し上げております通り、また申すまでもなく皆さん御案内の通り、シャープ勧告を基礎としたものであります。それでおとしシャープ勧告による税制改革ができましたときには、大体シャープ勧告に忠実に準拠しておつたのであります。そこでいろいろ理論的にも問題はありますが、かりにシャープ勧告を前提とすれば、あれを忠実にやつておりました。ところがことしの春の国会あたりからいろいろなことが行われておりま

して、これが大分乱れて来たのであります。私は現在日本の国税制度のうち、理論的に申しまして一番問題の多いのは、法人税制度じゃないかと思つておるのであります。そこでこのシャープ勧告というものは法人税制をとる。法人税制をとれば、税金をとる場合はどうかという、法人というものは結局個人が集まりなんだから、法人のもうけは個人の所得の中へ繰入れて、そして個人へ税金をかけるということをは究極の理想としておることは、皆さん御案内の通りであります。ところがシャープ勧告でこの方針が一貫しておるかという、事實は一貫しておらないのです。ということば、やはり法人税もかけておられます。そうしてまた個人に配当された場合には、所得税をかけておられます。いわば二重課税を、やはりやつておるのであります。しかしながら二重課税は気の毒だといふので、配当の二五%を個人の所得税から引くといふことをやりまして、いわば二重課税の緩和をやつておるのであります。これはもちろんシャープが日本の国情を考えまして、こういうなまぬるい方針をやつたのであります。ところがこれについて私数学的に計算いたしますと、どうもくつに合わぬところがあるのであります。それは今度の改正法についても、この点は手を加えておられませんが、それからおとしからずつと同じ欠点があるのであります。それをきよは数字によつて申し上げます。

それはどういふことかと申しますと、シャープ勧告、すなわち日本の現在の税制におきましては、結局法人の利益といふものは個人の利益だといふ考え、そこで現在日本は法人の利益がかりに百円ございまして、百円に對しまして現在三五%、すなわち三五円の税金をとります。これから私が申し上げます数字は改正の案の数字でございます。それが今度は百円について四十二円です。法人税がとられる。そこで残りの五十八円を全部個人に配当する、そうすると五十八円に對しまして、個人の累進税がかかります。だからして個人単位で見ますとどういふことになるかという、百円の法人の利益があつた場合に、法人税として四十二円拂ふ。それから残りの五十八円に對しましては個人のところで累進税がかかる。だからこの二つを合計いたしましたものが、その個人の負担する法人利益に關する税額となると思つてあります。ところが次のような不合理が現れて来るのであります。個人所得税の税率の計算を――すべて改正法案によつたものでございまして、現行のものではございません。今出ております改正法案によつたものですが、それはどういふことかと申しますと、個人所得税が基礎控除その他の事情で免税となつた階級、いわば一番貧乏な階級は幾らかと申しますと、今言つた法人、個人を通算いたしますと、四二%の税金がかかりまして、そのわけはあとから申します。結論だけここでは申し上げておきます。四二%、ところがそれよりも金持ちの、基礎控除を突破すること八万円以下のものはどうかという、三九・一%、かえつて税率は軽くなりまして、それから八万円を超えて二十万円以下のものはどうかという、四二%、以下累進税になつております。ところが御注意願ひたいことは、八万円以下のものは三九・一%になる。それよりも貧乏の基礎控除以下のものが四二%になる。この点はいわば累進の道でありまして、逆進税になつておるのであります。いわば貧乏のものは重い税金がかかるので、反社会政策的な傾向が現れておるのであります。なぜこ

た二五%、差引ゼロというのでありまして、四二%になるのであります。もう少し上のところを申ししますと、今は八万円から十二万円まで申しました。が、今度は十二万円から二十万円までのところはどうかと申ししますと、税率は今言つたように二つを連算して合計いたしますと四四・九%、二十万円から三十万円までは四七・八%、それから三十万円から五十万円までは五〇・七%、五十万円から百万円までは五三・六%、百万円から二百万円までは五六・六%、二百万円を越える部分につきましては五九・四%、こういうふうな累進税にはなつておるのであります。これは私は現行制度の欠陥と申すのでございまして、もし擬制税で買くらばこれは修正しなくてはならないと思ひます。

それではどうしたらいいか。私はその対策をいたしまして、次の二つの案のどれか一方をとればいいと思うのであります。その一つはどうかと申すところ、現在個人所得税をかける場合に配当金の中から二五%を引いておられます。あの割合を個人所得税の累進税の最低率と同じにする。こうすれば今言つたような欠陥がなくなるのであります。たとへば具体的にいますと、個人所得税の累進税の最低率が今度の改正案でも二〇%、そこで配当から引くものを二五%から二〇%にする。そうすれば今申しましたような欠陥がなくなります。それが一つのやり方、それからもう一つのやり方はイギリス式の法人課税方式をとりまして、今申しましたような個人所得税の基礎

控除において免税となる階級、あるいは人たちに限りまして、あの四二%の法人税をあとから拂いもどしをしてやる。そういうことをすれば、今言つたような欠陥がなくなるのであります。私ははいずれか一つをとるべきではないかと思つておられます。これが一つの欠陥になつておる。

もう一つはこの前の国会におきまして、法人の累積立金に対する二%の課税をやめました。あれはシャープ勧告で非常に苦心したものでありまして、法人と個人経営の企業との負担の均衡という立場から、こういうことをやつたのであります。それが中止したといふことは、少くともシャープ勧告をいいたししますと、その精神に反するのであります。それからもう一つの問題は株式の譲渡所得であります。株式の譲渡所得は、これは個人にまとめてそれから累進税をかける。ところがこの譲渡所得を把握することが困難だといふことで、これがうまく行かれておりません。しかしながら譲渡所得に個人所得税をかけないといふことは、これは大きな落し穴でありまして、これはイギリス租税制度における欠陥として多くの人たちが指摘するところ、それがわが日本にも行われておるのであります。そこでその代案をいたしまして、一部の人の間では有価証券移転税をかければいいではないかという案がありますが、結論を申しますと私は反対であります。なぜかと申しますと、有価証券移転税は富裕税がかかります。ところが個人の株式の譲渡所得に対して税金をかける場合は、当然累進税をかけるべきでありまして、もしシャープ勧告がいいとす

るならば、この有価証券移転税をもつて、株式の譲渡所得に対する累進税にかえるという説はよくないと考えます。こういう点が私は検討を要する点ではないかと思つておられます。これはいづれもシャープ勧告を前提とした日本の租税制度の根本精神を前提とした話であります。そこでそれを横滑りしたしまして、日本の租税制度とシャープ勧告といふことを離れて、それではどうしたらいいか。それに対する私の意見はさつき申しましたように、法人と申しましていろいろあるのだから、大法人については実質的な考えをとれ、それから小法人につきましては組合課税の方法をとりまして、法律上は会社でありまして、会社と認めないで個人にまとめて課税する。こういうふうにするにはいいのではないかと申すのであります。現に最近には会社が非常にふえております。今いたたきました資料にも一昨年十七万丁たつたのが、こゝろは二十三万にふえております。これはある意味におきましては非常にけつこうなことでありますけれども、他方から申しますと、これは税金が安いからなのです。これは会社といつても実は会社でなくて個人経営なのであります。こういう小法人には個人経営並の課税をする。別の言葉で言うならば、法人擬制に準拠した課税をする、こういうふうな法人を二つにわけて課税をするのがいいのではないかと考えております。但しこれは私一個の意見でございます。これをもつて私の意見を終ります。

○夏堀委員長 次に旭化成の取締役議部一充君。

○國部参考人 私は本日は日本化学繊維協会の総務会の一員として選ばれて参つたものであります。法人税率が三五%から四二%に上るといふ問題につきまして、今先生方からお話がございまして、現状にあるかといふことを認識していただくといふことが、この税率の引上げの問題に非常に大きな関連があると思ひます。と申しますのは、御承知の通り戦争中機械をスクラップとしてある程度供出し、また爆撃を受けたり、工場もございまして、従つて戦争中はわれわれ繊維業界は補修資材もなしに、非常に苦境に陥つたのでございまして、同様に内部保留はもろろなくなつて、その間配当もなくなり、ようやく終戦を迎へましてはつとしたといふ現状でございます。

それでは終戦後はどうしたかと申しますと、さつそく復元にかかりまして、相当古い機械設備ではあります。それをよりよく復元して最近相当大量輸出方面に活躍しておられます。戦後よりよく復元した機械でありまして、その機械は必ずしも新式の機械ではない。どうにか動く程度までにしたといふ状況でございます。従つて諸外国、たとえばアメリカ、ドイツ、イタリアといふような諸外国の機械と比較いたしますと、残念ながら非常に劣つておると申さなければならぬと思ひます。ところがよりよく復元したものは、新式の機械でなくて旧式の機械だつたのであります。それをどうにか動く程度までにしたといふ状況でありますから、それを今度は世界の輸出市場で争うといふことになりまして、やはり新しい機械にかえて行かなければならぬ。そしてコストの引下げも行わなければならぬ。それにはどうしても社内保留、ある程度行つて行く必要があるといふことになるのであります。ところが世上いわけゆる糸へん景気が申されまして、われわれの企業が非常にうまくつておるのかのようにならされておりますけれども、残念ながらそういう新式機械をどん／＼購入するといふほどの状況では、決してございませぬ。その証拠には各企業とも相当の借金をかかえておりますが、残念ながらそれを拂つておりません。そうして新しい機械設備、たとえば連続紡糸とか合成繊維の設備だとか、そういうふうなものを、あるいは研究して行く費用も決して十分ではございませぬので、各社ともそういう方面の金の出所——現状のような金融逼迫で、設備資金の借入れは非常に困難な情勢でございまして、従つてそういうふうな方面で伸びるためには、やはり内部保留が最もほしいのであります。ところが現金ながら現在三五%、及びそれに附加税もかかつております。附加税と申すとおかしいのですが、事業税及び固定資産税——これは翌期においては損金に経理されますけれども、絶対額としては一応現金として出て行くわけでありまして、そういうふうな現在でも十分な内部保留をしてどん／＼合理化をはかつて行くことは、残念ながら資金的になか／＼困難な情勢にある。そういうところへさらに三五%から四二%に上げて行かれるといふことは、われわれはますます／＼合理化の困難を感じるわけでございます。それと三五%から四二%にしますことについて、いろいろ事情がございまして、そ

るならば、この有価証券移転税をもつて、株式の譲渡所得に対する累進税にかえるという説はよくないと考えます。こういう点が私は検討を要する点ではないかと思つておられます。これはいづれもシャープ勧告を前提とした日本の租税制度の根本精神を前提とした話であります。そこでそれを横滑りしたしまして、日本の租税制度とシャープ勧告といふことを離れて、それではどうしたらいいか。それに対する私の意見はさつき申しましたように、法人と申しましていろいろあるのだから、大法人については実質的な考えをとれ、それから小法人につきましては組合課税の方法をとりまして、法律上は会社でありまして、会社と認めないで個人にまとめて課税する。こういうふうにするにはいいのではないかと申すのであります。現に最近には会社が非常にふえております。今いたたきました資料にも一昨年十七万丁たつたのが、こゝろは二十三万にふえております。これはある意味におきましては非常にけつこうなことでありますけれども、他方から申しますと、これは税金が安いからなのです。これは会社といつても実は会社でなくて個人経営なのであります。こういう小法人には個人経営並の課税をする。別の言葉で言うならば、法人擬制に準拠した課税をする、こういうふうな法人を二つにわけて課税をするのがいいのではないかと考えております。但しこれは私一個の意見でございます。これをもつて私の意見を終ります。

○夏堀委員長 次に旭化成の取締役議部一充君。

○國部参考人 私は本日は日本化学繊維協会の総務会の一員として選ばれて参つたものであります。法人税率が三五%から四二%に上るといふ問題につきまして、今先生方からお話がございまして、現状にあるかといふことを認識していただくといふことが、この税率の引上げの問題に非常に大きな関連があると思ひます。と申しますのは、御承知の通り戦争中機械をスクラップとしてある程度供出し、また爆撃を受けたり、工場もございまして、従つて戦争中はわれわれ繊維業界は補修資材もなしに、非常に苦境に陥つたのでございまして、同様に内部保留はもろろなくなつて、その間配当もなくなり、ようやく終戦を迎へましてはつとしたといふ現状でございます。

の税率が上つた分だけだに消費者に転嫁できればつこうですが、そういう七割からの大幅な税金をただちに消費者に転嫁できるかどうか。またこれは日本だけ上つたわけでありまして、輸出市場において消費者に転嫁させるという事は不可能でございます。ところが日本市場においても、それだけのものを消費者に転嫁させることができるかどうか、疑問だらうと思ひます。そうするとただちに七割が響いて来るわけでございますから、たとい引上げられるとしても、内部保留の問題と別個に考えましても、大幅な引上げではなくして、小幅な引上げを順次行つていただく方がいんじやなからうか。一般的の考えをいたしまして、そういうふうな考えを持つております。一応それだけ申し上げておきます。

○夏堀委員長 次は経団連理事、理財部長内山徳治君。

○内山参考人 きようは経済団体連合会としての意見を申し上げます。非常によかつたのでありますけれども、それははつきり決議等の形でできまつておりませんので、いろいろの委員会、役員会等でお出でおります各方面の意見を、私個人の立場から見た觀察として御紹介を申し上げます。それに多少私自身の私見をつけ加へさせていただきます。いうことで、申し上げます。

ただいまこの臨時国会で問題になっております法人税関係の問題は、税率の引上げの問題と法人税の運用の合理化に関する問題と、二つにわかれて出ておると思うのであります。運用の合理化としましては、退職金引当金の損

金認容の問題、それから合理化等の新設備に對して特別償却を——これはすでに現在認めておるわけでありまして、それをさらに認める範圍を広げるという事、それから法人税の納期を、金融操作の關係から三箇月間猶予することができるといふ、大体三つの問題があるようにございまして、こういう法人税の運用の合理化に関する事柄と、それから税率を引上げるといふことの問題とは、少しく性質が違つておると思ひますので、一応わけて考えてみたいと思ひます。一応わけて、ちろん法人の租税負担という一般論として考えますと、非常に深く関連しておるものであります。運用の合理化によつて一面負担が軽減いたしますから、そうすれば法人税の税率を引上げても、その負担力は出て来るという問題でございますが、しかしその負担關係は、たとえば退職金の引当金の損金認容にいたしましては、数年間ははつきりそれが法人税の軽減になります。数年たつてしまつて退職金引当金が大体その限度一ぱいまで積み立てられまうと、あとは現実に退職して行く人に対する支拂いと、年々の積立てとがほぼバランスを得て来るようになるはずであります。ただ特別に経済界の変動が非常に大きく、人員整理を行うといつた場合には、そこに遠いが出て参りますけれども、限度まで積み立てますと、もはや減税的な効果はなくなる、こういうふうな性質のものでございまして、すなわち実際に退職金を支拂つたときに、損金として利益の中から差引いてもらふか、積み立てたときに差引いてもらふかという、いわばその間における金利の差だけ負担が軽くなると

いうのが、正味のところでございまして、そういうふうな関係がございまして、それから運用の合理化ということ、税率を上げるか下げるかということとは別にしまして、いづれにしても、ある意味では今までの運用が非常に不合理であつたのを、直す意味を持つておるわけでございますから、税率の引上げとは別個の問題として当然考えるべき問題であつて、こういうふうな意味で、運用の合理化に関する問題は、今度出ております改正案のほかに、なお若干要望せられておるところでございまして、これは今後も起つて来る問題で、法人税率をどうするかという問題は、別個に考えなければならぬ問題であると思ひます。今度の案に対する見解としましては、運用の合理化の方は、もちろん合理化されるのでありますから、その限りにおいて全部賛成でございますが、ただ結論的に考えます中に、二、三それに対する考えをさらに申し上げます。

これは今度の案によりまして、三箇月間延期を認めますけれども、その間四箇月の日歩を徴収するということになつておりました。この問題は、経団連として先般各方面から非常に強い要望がございまして、大体の見解をまとめて大蔵省に要望しておつた問題でございまして、四箇月の日歩を徴収されるという事は、せつかくの延納の措置が、非常に効果が少くなるであらうという意味において、日歩四銭というものは、少くもつと低くしていただきたいという氣持を持つておるわけでありまして、でき得ればそれは日

次に税率の引上げの問題でございまして、これにつきましては、実は経済界の中での意見が必ずしも完全に一致しておることは、申し上げかねるのであります。所得税との振合ひとか、あるいは講和後の財政の見通しというふうなことから見まして、法人税を引上げることにいろいろの根拠があると思ひますが、それらの根拠を全面的に認めて、この案に全面的に賛成するといふ態度をとつておられる方は、経済界の中にはまづたくなか、あるいはあつてもごく少数であると思ひます。従つて税率の引上げに賛成か反対かという点だけで色わけをいたしますならば、ほんとうの賛成論はごくわずかであり、反対論が大部分である、こういうことが申し上げられると思ひます。ただその反対論の中に、また少し色合いの違つておる点がございまして、この際考えられる限りでは、絶対に反対だといふ態度をとつておる向きが相当数ございするが、また中には、ある程度まではやむを得ないであらう、引上げる程度を低くしてもらいたいという程度に、考えざるものもあると思ひます。ところがその引上げの程度その他の問題を、だん／＼考へて参りますと、これは結局時期の問題として、今年度の補正予算の問題として、この臨時国会でできることは妥當でないといふふうな考え方が、至當であらうと思ひます。全部がそこに統一されておるとまでは言えないかと思ひますけれども、そういう考え方に根拠があるように思ひます。私自身の氣持をいたしましては、やはり時期の問題として考えたいのでありまして、絶対に

次に税率の引上げの問題でございまして、これにつきましては、実は経済界の中での意見が必ずしも完全に一致しておることは、申し上げかねるのであります。所得税との振合ひとか、あるいは講和後の財政の見通しというふうなことから見まして、法人税を引上げることにいろいろの根拠があると思ひますが、それらの根拠を全面的に認めて、この案に全面的に賛成するといふ態度をとつておられる方は、経済界の中にはまづたくなか、あるいはあつてもごく少数であると思ひます。従つて税率の引上げに賛成か反対かという点だけで色わけをいたしますならば、ほんとうの賛成論はごくわずかであり、反対論が大部分である、こういうことが申し上げられると思ひます。ただその反対論の中に、また少し色合いの違つておる点がございまして、この際考えられる限りでは、絶対に反対だといふ態度をとつておる向きが相当数ございするが、また中には、ある程度まではやむを得ないであらう、引上げる程度を低くしてもらいたいという程度に、考えざるものもあると思ひます。ところがその引上げの程度その他の問題を、だん／＼考へて参りますと、これは結局時期の問題として、今年度の補正予算の問題として、この臨時国会でできることは妥當でないといふふうな考え方が、至當であらうと思ひます。全部がそこに統一されておるとまでは言えないかと思ひますけれども、そういう考え方に根拠があるように思ひます。私自身の氣持をいたしましては、やはり時期の問題として考えたいのでありまして、絶対に

次に税率の引上げの問題でございまして、これにつきましては、実は経済界の中での意見が必ずしも完全に一致しておることは、申し上げかねるのであります。所得税との振合ひとか、あるいは講和後の財政の見通しというふうなことから見まして、法人税を引上げることにいろいろの根拠があると思ひますが、それらの根拠を全面的に認めて、この案に全面的に賛成するといふ態度をとつておられる方は、経済界の中にはまづたくなか、あるいはあつてもごく少数であると思ひます。従つて税率の引上げに賛成か反対かという点だけで色わけをいたしますならば、ほんとうの賛成論はごくわずかであり、反対論が大部分である、こういうことが申し上げられると思ひます。ただその反対論の中に、また少し色合いの違つておる点がございまして、この際考えられる限りでは、絶対に反対だといふ態度をとつておる向きが相当数ございするが、また中には、ある程度まではやむを得ないであらう、引上げる程度を低くしてもらいたいという程度に、考えざるものもあると思ひます。ところがその引上げの程度その他の問題を、だん／＼考へて参りますと、これは結局時期の問題として、今年度の補正予算の問題として、この臨時国会でできることは妥當でないといふふうな考え方が、至當であらうと思ひます。全部がそこに統一されておるとまでは言えないかと思ひますけれども、そういう考え方に根拠があるように思ひます。私自身の氣持をいたしましては、やはり時期の問題として考えたいのでありまして、絶対に

困るという議論も相当にございますけれども、しかし来年度の予算として考えます場合には、特に財源の問題として、どうしてもこれだけの財源が必要であるということであれば、それは当然覚悟しなければならぬ。これは経済界の考え方としても、当然そう考えなければならぬこととありますので、その点がはつきりすれば、承認するかどうか、賛成する人が非常に少ないと思うのでありますが、今年度の補正予算の問題としてこれを考えます場合には、どの程度引上げたら最も適当であるかという程度も、非常に判断しにくくございますし、また財源の問題としても、今年度の補正予算におけるその要求はきわめてわずかでございまして、今年度の補正予算として、これをとりやめてもさしつかえないのではないかと、考えられるわけでございます。すなわちこの引上げが来年度の一月から実施されたとしても、今年度の歳入に入つて来ますのは、一月中に決算をする会社の負担分だけになるわけでございます。すなわち、大体大蔵省の見積りでも、法人税の引上げによる増収が三億円程度、それから一方における運用の合理化による軽減の方が一億円程度を見込んで、二億円程度の増収を期待してあるというふう聞いておるのであります。すなわち一月から実施いたしましたとしても、二月以後に決算期の来る会社の税は明年度の収入になる、こういう関係になるわけでありまして、財源の問題としては、ほとんど補正予算の上では問題にならないと思ふのであります。そうしますとその負担の問題として、もつぱら明年度以後の財政の状

況によつて、考えなければならぬことである。

それから税率を引上げるもう一つの大きな理由は、財源の問題はしばらくおいて、税のつり合ひの上から見て、すなわち租税体系の問題として、法人税の引上げが妥当だという見解がありますことは、先ほど井藤先生からもお話をあつた通りでございます。しかしこれにつきましては、経済界の方の側から見ますと、若干の異論があるわけでございます。法人の税負担が現在以上に相当大幅にふえるということ、これは、生産活動に相当悪い影響を與えるおそれがある。特に現在の日本の各種事業会社の経理の実情から見ますと、三五％の法人税でも相当重い負担になつておつて、そこから税負担が重いために起ると思われる弊害がいろいろ考えられる。それをさらに重くするということになりまして、各種の弊害が生ずるということ、よく考えていただくと必要がある。従いまして所得税の軽減はもちろん経済界としても非常に希望するところでございますが、所得税の軽減をはかるために法人税を引上げて、その穴埋めをするということ、これまで行くことについては、これもやはり財源の問題とにらみ合わせることにするわけで、所得税の軽減が非常にやりにくいという場合には、そういうことも考えなければならぬことになるわけでございます。今度の原案程度に所得税の軽減が可能であるならば、そういう必要がないのではないかと、そのが、大体の結論であるようであり

おるかということですが、これにつきましても昨日、日本貿易会からこれは貿易関係の会社の立場から出した結論でございますが、法人税率の引上げに対する反対の要望書が出ておりますので、それをちよつと私御紹介申し上げてみたいと思ひます。あまり長くございせんから、理由のところだけを簡説いたしますが、第一は、企業収益が必ずしも安定しておらないということをあげております。

今回の法人税引上げ問題が取沙汰され始めた動機としては、昨年の朝鮮動乱勃発以来、輸出の伸長及び特需の増大によつて、経済活動が活発化し、企業収益が全般的に好転したことが考えられてゐる。けれども、業種別相異は著しく、果して総体として、わが国の各企業が実質的に高い収益をあげているか否かに就いては、多くの問題がある。結論的に言つて、現在のわが国の企業の収益や配当は、実動総資本と比較すると、決して高収益でも高率配当でもなく、むしろ正常化しつつあると断じてよいであろう。換言すれば、過少資本による名目上の高収益であり、償却を犠牲にした高収益である。企業活動の積極化のためには、むしろこれ以上の収益を常に維持せしめることが必要である。従つて、わが国の企業収益の水準を實質的に高いものとみなして、これを増税の対象とすること、これは決して適正な措置とは言ひ得ないであらう。勿論昨今の納税成績よりみて、法人企業にかなりの租税力があることはわれ／＼も否定しない。けれども景気の偏在、稼働の跛

行性が是正されず、まだ資産の再評価どころか、資本の食潰しをしてゐる企業さへ皆無ではない現段階においては、法人税の引上げは時期尚早と言わなければならぬ。

然しながら、われわれが企業採算の最近における好転を増税源とする政府の見解に對して、最も強く指摘したいことは、企業収益の現状維持が果していつまで可能であるかということである。換言すれば、経営の安定性の問題である。複雑な国際政情の起伏によつて、各国の経済が急変を余儀なくされることの多い最近の緊迫した世界情勢を引合いに出すまでもなく、底が浅く心の弱いわが国経済における企業は、基礎條件の変化による影響を直ちに収益の面に受けざるを得ないのである。このことは、現在の電力不足問題が各企業の採算面に與へつつある深刻な波紋が、最もよく語つてゐるであらう。

第二に、企業の資本蓄積がこれによつて阻害されることの危険をあげておきます。

周知の通り、法人税はいわゆるシヤウツ税制改革によつて、抜本的に合理化と軽減がはかられ、比較的につつきりした税制となつたために、税務行政が円滑化され、かてて加えて、右のような企業収益の増勢に伴つたために、自然増収が予想外に現われ、本年の八月には既に本年度予算に計上した法人税徴収予定額（六百三十六億四千万円）を達成したのである。ここにおいて、政府は、法人税の自然増収に満足しないで、更に税率を引上げて増収をはかろうとしてゐるようである。けれども、こ

のような考え方は、税源を培養する素地たる資本蓄積を徒らに阻害する結果となり、講和後の経済復興のためにはまことに遺憾なことであり、正しく時代に逆行する措置であると言つても過言ではあるまい。

そもそも、自然増収は税の軽減財源に充當すべきものであつて、これを見込んで税率を引上げることは一考を要することである。殊に今回の措置が所得税の負担軽減はよいとしても、法人税を引上げてまで所得税を引下げることが、果して妥當であるか否かについては、疑問なきを得ない。国家財政の膨張をカバーするものは、実に國民所得の安定と進歩による國民所得の増大であることは多言を要しない。かかる見地から、企業基礎の強化方策たる資本蓄積を阻害するやうな今回の措置は、慎重に再検討されなければならぬと考える。

資本蓄積は、今更言うまでもなく、わが国経済界における刻下の急務である。敗戦後の日本経済の諸々の病根は、実にすべて資本蓄積の貧困に歸せられるとみてよい。電源開発といひ、輸送力の充実といひ、或は産業施設の近代化といひ、これを可能にするのは、けだし資本の蓄積以外にはないのである。それには先ず資本蓄積を促進し、且つ可能にするやうな環境を整序されなければならぬ。このことが業界全般に強く要請されてゐるときに、法人税の引上げを敢て行ふことは、重税に對する反動としての、好ましくない浪費性向の彌漫をますます助長する結果を生ぜしめ、最近唱導されつつあ

る新生活運動を画餅に帰せしめるおそれがあるばかりでなく、日本経済の脆弱性をいよゝ慢性化せしめることとなるのである。

殊に貿易商社の場合は、全般的に自己資本と借入資本の割合が、戦前と戦後において大きく相異し、自己資本六割に対して借入資本四割という戦前の一般状態が、現在においては、種々の事情があるから計数のみでは判断し得ないとはいへ、自己資本が五分ないし一割で、残余を借入資本でまかなうという不健全な様相が一般化しつつあるのである。従つて、貿易商社自体のためのみでなく、対外信用保持の上からも、今日ほど貿易商社の資本蓄積がはげしく要請されることはあるまい。かかる意味で、われわれはこれに反するよるな法人税引上には断乎として反対せざるを得ないものである。

貿易会の意見には、そのほか地方税による調整が困難であるということがあげられております。基本的な考え方をいたしましては、現在の事業会社の収益というものが、二、三年前に比べて、傾向としては非常にふえておるとは十分認めるけれども、それは二、三年前がめちやくちやに低かつたのであり、そして現在の状態をとつて見ても、決してそう高いとは言えないのである。そして現在の経済情勢では、まだ必ずしも安定しておらない要素も多ありますので、負担力のある会社もおおいゝ出て来つつあるであろうけれども、そうでない、まだ非常に困難に陥っている会社も相当あるのであるから、一律に税率の引上げといふことは妥当でないというのが、大休

の考えであり、特に現在の日本の法人というものは、借入金に依存してることが非常に多いために、これをもう少し正して行くことがぜひ必要であり、そのために資産再評価による再評価積立金の資本繰入れということも、行われつつありますけれども、それ自体はまだ借入金返済力には全然足りないわけでごさいますから、もう少しばくの間、少くも相当資本の蓄積ができるような状態に置いていただいて、そしてこの資本の構成を適当に直し、収益の状況というものはつきりするようにした上で、法人税の税率というものが軽減され、それを引上げるということは考えていいでありまして、けれども、現在の状態では非常に無理ではないか。こういつた点に大抵反対論の根拠があるように思ふのであります。そのほか一般的に税が重いために、浪費的な傾向が生ずるといふような点も、よく言われておる点でございますが、現状において時期尚早だという理由の根拠は、大体こういう点にあるように思われるのであります。しかしこれも結局は相対的な問題になりまして、情勢のいかんによつては、ある程度の税負担ということはおも、覚悟しなければならぬと考へておる方も、今日としては相当数あると思ふのであります。しかしさういふ考えからしまして、財源の問題としては、今年度の補正予算で考へること、おそろく必要のないことである。それから一方、来年度以後の問題となりますると、来年度の歳出予算がきまつた上でなければ、どの程度引上げる必要があるかといふことはわからない。それからもう一つは、租税体系

としての負担の問題でございますが、これについては地方税との関係が非常に密接なものがございまして、先般来法人税の税率の引上げに關連しまして、地方税の方は相当軽減するらしいことが、内閣の税の懇談会の結論として出ております。またそれにはある程度地方財政委員会が参加して立てた意見であるようにも、私も伺つておるのであります。しかしどうもその後の成行きを見ておりますと、地方税の軽減といふことは、今日の情勢では必ずしも当てにならないことである。さういいたしますと、負担の程度、どの程度までは負担されて適当かといふことも、また地方税の問題とらひ合せまして、来年度の中央、地方を通ずる予算の全体の問題として考へないと、十分の結論が下されたいのではないかと。特に法人税率を二割も引上げるといふことになりまして、租税体系全般の問題として、もう少し慎重に検討した上で、あるいは二割の引上げが適当になるかもしれないけれども、しかしもちろん税は、井藤さんから話がありましたように、できるだけ低くしたいのであります。さうしますと、どの程度にとどめるのが適当かといふことは、現在それを判断してきめるといふことは、時期にあらずと言ふべきではなからうか。つまり結論といたしましては、税率の引上げは、本年度の補正予算の問題としては、一応とりやめていただいて、そして来年度の予算の問題として、通常国会においてあらためて考へていただくということが一番適当ではないか、こゝういふのが大

ら、私の頭でまとめた結論でございます。以上で私の公述を終りまして、あと御質問等がございすれば、お答えいたしたいと思ひます。

○夏堀委員長 ただいまの御意見に対して、御質疑があればこれを許します。

○三宅(剛)委員 私は簡単に三人の方にお尋ねいたします。旭化成の磯部さんは、化学工業は今発展途上にありますから、税金は多くしてもいいまい、こゝういふようなお話でありましたが、私も金へん、金へんといふのは、今の企業の代表的業界であるといふふうに考へておるわけです。特に今回の改正によりまして、重要産業の一つでありますところの、特定重要産業の機械等につきましては、これは一年に半額も免除するといふような特別慣制にいたしておるわけでありまして、これから関係いたしました化学繊維等に関しまして、これは適当なように私どもは考へるのです。この点あなたの考へと多少食い違ひがございせんが、もう少し頭を広げて考へたならば、原案の方が妥当だと考へるのであります。いかがですか。あなただの御構想を承りたい。

○磯部参考人 半額免除とおつしやいます。これは買つたあとの問題だと思ひます。われわれはそれを買つた金がないわけでありまして、買つてしまつたあと、進展のためにいゝ御配慮いただくことは非常にけっこうだと思ひますが、買つた金と何とが調達できるようにお願いしたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 次に内山さんに伺ひますが、自己資本が少い。今伺ひますと五割ですか、あとの四五割が借入金である。こゝういふような御説明があつた。もし間違つておつたら改めますが、さういふ国もしくはほかから借り入れておる資本が大きいということになります。企業の不健全といふことも考へられるわけでありまして、また考へ方によりましては、その中心がどこにあるかという点も、考慮されなければならぬのであります。これはむしろ企業の堅実性を期するために、自己資本をもつとふやして、借入金とのバランスをもう少し接近せしめる方がいいと思ひますが、これに対してあなたはどうか考へておられますか。承りました。

○内山参考人 実はまつたくお話の通りでありまして、これは特に貿易会社の場合自己資本の割合が小さくなつておると思ふのであります。貿易会社の調査では、総資本のうちの五分ないし一割が自己資本である。もちろんこれについては再評価の問題、その他若干の問題があるけれども、と断つてあります。さういふわけで非常に自己資本が小さい。そのために、ここの春から後にかけて起りましたような景気の中だるみと申します。価格が下つて非常に困るというやうな問題も、結局は平常の場合ならば、当然それくらいは保有できるはずの滞貨が持ち切れなために、さういふやうなことが起つたといふやうなこともございまして、会社の資力が非常に足りないといふのが実情であります。一般の事業会社は貿易会社ほどではありませんけれども、やはりそれに類した事情がある

ことは否定できないのであります。そこでこれが将来の解決の問題として、御意見の通り、もう少し自己資本を充実して行くことが目下の急務であるわけでありまして、それを行う方法としては、一つは社内蓄積をふやして行くということ、それからもう一つは増資をいたしまして、株式の形で資本を集める。この二つの道しかないわけでございます。ところが増資をして株式の形による資本をもう少しふやすと申しまして、全体の状態としますと、現在の証券市場の事情では、それがなかなか急にはとてもできないわけでございます。それをできるだけ得やすいようにするには、いろいろ条件がありますけれども、会社の側としては、もう少し自己資本を充実し、それから利益のあまり大きな部分を、税金でとられるというようなことをやめていただいて、株式に投資する人が安心して、そして相当有利なものとして投資できるような状態をつくり出すということが、一番必要なわけでありまして、そういう意味合いから申しまして、特に今例に出ましたような脆弱な基礎の状態にある会社に対しては、増税ということが非常に不利になるとなるということが一つ、それからもう一つは、そういうふうな自己資本が少なくて、非常に多くの部分を借入金に依存しておられる状態であることは、会社の金融が非常に苦しいということでありまして、せつかく得た利益のうちから、非常に多くの部分を税金として国家に吸い上げられてしまうということが非常に不利。このように資本の是正の問題と金融の問題と、両方あるかと思うのであります。

○御部参考人 ちよつと恐れ入ります。が、今の御質問の中で、いわゆる企業合理化法案の中で、減価償却が最初から二分の一で云々というお話がありました。ところがあの企業合理化法案の中には鉄、石炭、電力、造船、それからアベリッ、自動車、そういう重工業方面は入っておりますけれども、われわれのような軽工業は入っておりません。その点念のために申し上げます。

○三宅(副)委員 それでは次に内山さんと、政府に閣連をして西川さんと主税局の方から御答弁願いたいと思いがすが……

○夏堀委員長 三宅君に御相談申し上げます。参考人の方々の休憩時間が間もなく来ますから、一応参考人の方々のだけの御質疑を願つて、ありませんでしたら打ち切りたいと思ひます。

○三宅(副)委員 わかりました。それでは参考人の方々に御質問申し上げます。企業会計を重んじておられます経団連の方でありますから、特に申し上げたいと思ひますが、退職金のことです。これは計算上これを算定したものは損金に入れる、労働協約以外のものは算定に入れないというふうにお考えになつておられると思ひますが、私もはむしろこれは計算上、企業会計上、積立金というものは全部損金に入れる、こういうふうな解釈しておりますが、あなたの方のお考えは、労働協約に限定したものに限る、こういう解釈であります。私は全部のものを、少くとも企業会計上損金にいたしました以上は、やつていいと考えております。

それとも一つ関連いたしておりますが、四二％というのは三五％から二割上げておるのであります。むしろ企業会計からいいますと、当然過ぎるほど当然だ、こういうふうな考えである。特に中小企業等におきまして、大企業におきましても同じであります。が、往々にいたしまして、今日は労資と申しまして労働者と使用人の資本家、これが重点的に企業を中心となしておるのであります。この使用人の重役等は、昔の資本家とは大分異なつておまして、むしろ経費を使うことに専念——ではありませんが、大いに力を盡しておるといふことも言われておるわけでありまして、私どもは当然過ぎるほど当然、むしろ四五％くらいまで上げて、そのほかの協同組合というふうな公益法人の方を、たとえば二五％まで引下げるというふうな方が適當じゃないかと思ひますが、あなたの御感想を承りたいと思ひます。

○内山参考人 退職手当金のことでございますが、これにつきましては、民間の要望としては、労働協約のないものも認めてもらいたいというのが趣旨であります。しかし実際の運用上、どうも労働協約にはつきりきめられたものでないといふように、大蔵当局の説明を聞いておりますので、そういうふうな狭くなつてははなはだ遺憾である。もう少し広く解釈できるようなに、お考えを願いたいというのが趣旨であります。それから四二％の問題は、程度の問題でありますから、いろいろな方面から検討しないとわからないことではあります。かりに四二％になりますと、地方税を現在のままで行きますれば、利益金の約六割が税金でとられるという計算になつて参ります。それにしても現状ではやはり大体

五割ちよつとであります。それは六割ということになりますから、やはり二割の増税ということになるわけですね。二割の増税が安当であるかどうかという問題なのであります。これは根本論としてはなるべく上げない方がいいのだという考え方が、根本になつておられますから、そうするとできるだけ上げる程度は少くする方がいいのであつて、幾ら上げるのが安当だといふ最初からの考えは、税については私は出て来ないと思ふのであります。必要がどれだけあるかといふことによつて、きめなければならぬ問題だ。こう思ひますので、そういう点から見ますと、すでに現行の三五％のままで、地方税を入ると五割が税金であり、今度増税されると六割が税金になるという、この程度の重くなつた税をさらに上げるという場合には、なぜ上げなければならぬかといふ必要はつきり理解されなくて、少くとも納税者としては納得できない。ぜひ上げる必要があるのだ、その上げたところの財源が、非常に有効に国のために使われるのだといふことであらば、喜んで負担いたしますのであります。その見合ひできめべき問題であつて、それがつきりしないのに、二割が安当であるとか一割が安当であるといふ言ひ方は、ちよつとできない。こういう意見であります。

○三宅(副)委員 もう一点聞きます。今お話になりました使用人、重役、こういうものに対しては、その感想は、ほとんどなかつたわけでありまして、むしろ私もはそういうものに対しては相当経費を出します関係

上、利益が低くなるからいけない。ここに重点があるのではないかと思ひます。それから、これらの方々もほとんど注意をされまして、相当経費を削減するといふ線を出しますならば、個人会計、個人企業と同様に考えますならば、相当にあるはずだと私は思ふ。でありますから、その辺につきましてあなたの偽らざる真相を御発表願ひたい。

○内山参考人 税を上げれば使用人、重役の経費が少くなるのかという問題であります。これはなかなかむずかしいところだと思ふのであります。同族論としてはむしろ税を上げる上げないにかかわらずこれは減らすべきものでありますから、減らすための運動も経済同友会あたりが中心になつて起してありますが、しかし税を引上げた結果どうなるかといふことになりまして、どうせ税にとられるのだから、ある程度使つてもいいという概念——これはけしからぬ概念でありますけれども、人情としては起り得るということとを考へなければならぬと思ひます。

○夏堀委員長 その他御質問ありませんか。——以上をもちまして参考人の方々の参考意見の聴取を終了いたしました。

参考人各位には御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、忌憚のない参考意見を聞取せられ、本法案審査の上に多大の参考となりましたことを、厚くお礼を申し上げます。次第であります。ありがとうございます。

○夏堀委員長 次に昨三十日本委員会に付託になりました米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府当局よ

自提案理由の説明を求めます。西川政
府委員。

米國對日援助物資等處理特別會計
法の一部を改正する法律案

米國對日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律

米國対日援助物資等処理特別會計法(昭和二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「援助役務の」を「援助役務に係る分については、その」に改め、「金額とし、」の下に「軍拂下物資に係る分については、その」を挿入し、同条第四項中「該金」とあるものを「該金額」とする。

二

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員　ただいま議題となり
ました米國対日援助物資等処理特別會
計法の一部を改正する法律案につきま
して、その提出の理由を御説明申し上
げます。

米国防日援助物資等処理特別会計に
おいて取扱つてゐる軍拂下げ物資の対
価につきましては、従来は米国防日援
助物資及び援助役務の場合のように、
この会計からこれを米国防日援助見返

入れる金額は、その売拂い代金からこの会計で負担した当該物資に関する諸掛等を控除した金額といたしているの
であります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 次に先ほど参考人より参考意見を聴取いたしました法人税法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続行いたします。――
それでは休館後理事会を開きます。午後は一時半より会議を開きます。
それでは休憩いたします。

午後二時三十三分開議

○夏堀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、参考人より参考意見を聴取いたしました。法人税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○奥村委員 ただいま議論となつておりまする法人税法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われしますので、この際本案につきましては質疑を切られんことを望みます。

○夏堀委員長　ただいまの奥村君の勸議のごとく決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○夏堀委員長　御異議なしと認め、本案につきましては質疑を打切ることになりました。

次に本案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。島村一郎君。

○島村委員　ただいま議題となつておりまする法人税法の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表して討論を試みたいと存じます。

て、私はこの改正案につきましては、自由党を代表いたしましたして、賛意を表する次第でございます。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表いたしまして、法人税法の一部を改正する法律案に、一定の條件を付しまして賛成するものであります。大蔵大臣は毎毎、委員会や本会議に臨んでは、資本の蓄積という立場から、会議のたびに、減税をするのである、こういう

状態に引下げてもらいたいという條件を付して、また他方協同組合とそのほかの財団法人に対する税の考慮も、現状のままにはなっていますが、私はこういうような非営利的な協同組合等については、特にいまだ少し減税をしなれば妥当でないかと考えるものでありますので、今後の税法改正のときは、ぜひともそういう特殊法人に対しては、少し減税してほしい、こういう條件を付しまして、本案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。

○松尾委員 ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案に対して、社会党は反対を表します。

簡にその反対の理由を申し上げま
すと、今回の税率引上げを大中小法人
に對して、一律にしたことが納得が行
かないのであります。しかも中小はそ
の資本の上においても、事業量の上
においても非常に小さいものであつて、
大と同じように七〇%の税率の引上げに
は耐えられないように、私たちは思う
のであります。私は中と小は公益法人
並に、時間的、法的に同じであるに、少

ともすえ置きまして、大か

つたらしいと言いたいですけれども、これを二段階にしたらいかがかと思うのであります。そうして大の方ほもつと税の調定を嚴格にいたしますれば、四二%どころか、五〇%もとれるのではないかというふうな考えを持つておりますので、この法案に反対をいたす次第でございます。

○夏堀委員長　深澤護守君。

○深澤委員　ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案に

対しまして、日本共産党は反対であります。

このたびの税法の改正は、税率を三五%から四二%に引上げるというのであります。その根拠は法人の収益が著しく増加しておるとの見解に基くものであります。法人と申しまして、非常に階層があるのであります。特に本年度において収益の増加いたしましたものは、朝鮮動乱による特需に恵まれた特殊の軍需的大企業であることは明らかであります。その他の平和産業の法人並びに中小の法人等は、むしろ現在は破産の状態にあるというような状況が真実であります。また日本全国にあるところの農業協同組合等の特殊法人は、その経営が困難な状態に陥りまして、政府もこれに救済の手を差伸べなければならぬというのが、今日の事情であります。しかるにもかかわらず、単に一部の軍需の大企業が非常な収益をあげておるといふ理由によつて、この法人全部をひつくるめて、一律一体に三五%から四二%に値上げしたということは、明らかに大企業にはこたえないが、中小企業あるいはまた平和産業関係の企業に對しましては、甚大なる影響があるといふことを、われわれは考えなければならぬのであります。こういう意味合いにおきまして、われわれはまず第一点として、この法案に反対するものであります。

第二点として、今般の税法改正によりまして、三箇月の徴税猶予というやうな問題や、あるいは退職手当積立金を損金に算入して課税しないということや、あるいはまた特定機械、船舶等に対しまして、その半額を特別償却と認めて、これを非課税にするという問題、なお先般の質問によつて明らかになりましたように、政府はたなおろし資産の価格変動準備金制度を設けて、これに對してもある程度の減税をしようとしておるのであります。これら一連の措置といふものは、明らかに大企業及び軍需産業育成の措置でありまして、またた大企業につましましては、こういうやうないろいろな処置によりまして、三五%から四二%に値上げされたといひましたけれども、その他の処置によりまして、減税面が非常に多くなつておられます。こういうことによりまして、本法案のねらいは、またたく平和産業並びに中小企業法人に對しまして、大きな犠牲をしい持つておられます。この意味におきまして、われわれは本法案に對しまして反対せざるを得ないのであります。

○夏堀委員長 社会党二十三室、上林與市郎君。

○上林委員 法人税法の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党二十三控室は反対するものであります。反対の理由は、ほとんど前討論者によつて盡されておりますので、この際は省略いたします。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。これより本案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○夏堀委員長 次に所得税法の臨時特例に關する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑打ち切りとなつておりますので、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。島村君。

○島村委員 ただいま議題となりました所得税法の臨時特例に關する法律案につきまして、私は自由党を代表いたしまして、賛成の意を表したいと思ひます。

まず本法律案につきましては、最近の物価の動向と国民の担税力等を洞察して、負担の一層の軽減、合理化をはかつた適切な措置であると考えられるものであります。すなわち基礎控除、扶養控除等の増額、または税率におきましては段階を、ただいままで五万円以下二〇%とありましたのを、八万円以下二〇%としたこと、及び最高は百万円を超過する金額に對しては五五%とありましたものを、最高二百万円を越える所得額に對しては五五%と改正されましたことは、現下の経済政策に適應したことに機宜に適した改正であらうと存じます。ただここに源泉徴収を受けておる給与所得者、あるいは勤労学生に對しての基礎控除、及び扶養控除の増額等につきましては、いま一段當局のごしんしやくをお願いいたしましたのであります。現在給与所得者の待遇を見ますと、物価その他実際の社会生活の実情と給與ベースとの關係を考へますれば、ただちに結論が得られることであるにもかかわらず、諸種の事情からこれが改善が行われぬ現状におきましては、一層その感を深くするものであります。なお退職者に對しましては、明年の四月一日以降はその所得とは切り離して課税の対象とし、し

かも一定額の控除を行わんとするもので、劣に報いるためにとられる処置といたしましては、まことにけつこうな考え方と思ひのであります。

以上の観点からいたしまして、本案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 所得税法の臨時特例法案に對しまして、民主党を代表しまして賛成するものであります。

現行法より税の負担を軽減しようという政府の考えには、われわれも賛成するものではありますけれども、現在の物価高から考えまして、はたして軽減されておる状態であるかどうか。その点について疑問を持つものであります。左の三つの條件を付しまして本案に賛成いたします。

第一番に、中小企業、ことに一人大工、一人左官等に對しては、いまだ企業者と同様に処遇をしております。こういうやうな一人大工、一人左官といふものは勤労者と同様の所得であり、あるいは一方、労働組合に参加するやうな零細なる所得者であるにもかかわらず、これを企業者と同様に取扱われ、勤労控除といふやうな控除をなされておりません。従つてこういう業者は地方においては事業税をとられ、両方の負担で耐えがたいところの大きな犠牲を拂つております。従つて税の均衡上、こういうやうなものに對しては、特別な考慮を今後必要とすること

を、われわれは痛感するのであります。

第二に、東北寒冷地帯に對するこの税の考慮であります。たとえば九州や関西方面のやうに、二毛作のできる

地帯の所得の状態は、非常に優秀であります。が、東北のやうな單作地帯はそうではないのであります。ところが税の徴収の仕方は画一であります。関西や九州の所得の状態と、東北の所得の状態とは相當の隔たりがあります。法の規定上、画一性のために税は同一の徴収の仕方をされております。たとへば寒い国においては雪囲いとか雪拂いとか、あるいは冬の燃料を燃やす代金が、生活費に相當かさんでおるにかかわらず、こういう点も法律上考慮されません。政府ではそういう場合には特別に行政措置によつて、各国税局長に通告するといふやうなお話ではあります。が、われわれが九州の宮崎県で調べた農家の所得状態と、それに対する税の關係と、秋田県の農家の所得と税の關係の關係を調べてみますと、大体同様の税のとり方をしております。こういうところの大きな矛盾した問題が横たわつて来ます。これを將來ぜひ改正をしてほしい。

第三には、富裕税の廃止の問題です。これは前国会から私は再三この富裕税廃止論を唱えて参つた一人であり、その理由の一つは、現金を調査するといふことになれば、結局銀行を調べられる。銀行を調査するといふことになると、現金を引出しましてたんのこやしにしてしまふ。従つて産業資金が不足して参ります。また現金を調べないといふことになれば、株を持つておる者は全部現金にかえてしまひます。従つて長期の産業資金は得られないといふやうな、事業上大影響を及ぼす問題が起きて参ります。こういうくあいでは富裕税のやうな悪税は今後ぜひ廃止してほしい。

こういふ三つの條件を付しまして賛成するものであります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。

○松尾委員 日本社会党といたしましては、ただいま議題になつております所得税法の臨時特例に関する法律案に對しまして、一、二の條件をつけて賛成いたします。

今度の補正予算を拜見いたしますと、本年度に限つては、減税の財源がおりになるので、長い間の政府の公約であつた減税をなされたことは、まことにいいと思つております。しかしながら朝鮮事変後に九箇月間で物価が五〇%上昇してあるにもかかわらず、一方勤労生活者の収入の引上げは、その半分から打切られております。御承知のように主食も値上げをしたし、電力料金や鉄道運賃、通信料金の値上げ等も断行してある現在、国民負担の過重を減税によつて完全にカバーする必要があることを、私は強調いたしたいと存じます。特に今小さな個人経営をやつてゐる企業家にとつては、この程度の控除やあるいは税率引下げでは、なか／＼やつて行かれないという状態がここに出て来ております。農民もその通りであります。しかしながら政府は、インフレーションのきざしが見える今日においては、どうしても勤労生活者の収入を物価指数よりはるかに下の線で押えておかないと、インフレになるということをおそれていらつしやるのでしようと思ひますけれど、私が思うのに勤労者の生活から、勤労者が支出する面からインフレーションを促進しているような生活は、まだやつていないと思ひますから、どうぞもつともつと減税をしていただきたいと

思うのであります。けれどもただいつまでも物価と賃金のいたちこつこをやつていられませんか、講和のこの時期をよい転機にして、政府としましては完全な物価体系をお立てになつて、いつまでもこのような悪循環をしないようにしていただきたいことをつけ添えまして、賛成いたしますものであります。

○夏堀委員長 深澤義守君。

○深澤委員 ただいま議題となりました所得税法の臨時特例に関する法律案に對しまして、日本共産党は反對するものであります。

吉田内閣の減税政策が国民に非常に大きく期待される折から、最近来朝いたしましたドッジ氏は、この減税政策は世界の大勢に逆行するものであると言つて、これを非難しているものであります。私はおそろしくこれこそが本質であると考へます。このたびの平和條約の締結によりまして、御承知のごとくアメリカの日本駐屯軍に対する費用、あるいはそれに對する日本の再軍備の費用、あるいは賠償あるいは外国財産補償等に関する莫大な費用が必要であるというところは、これ周知の事実であります。新聞あるいはその他の日本の雑誌の論調から申しましても、増税は必至であるというふうな状況のさ中に、吉田政府が今減税政策を高く掲げておるのであります。この背後には、恐るべき増税の陰謀があると、われわれは指摘せざるを得ないのであります。かつての日本帝国主義者が戦争をやるために平和を高く掲げ、そうして東洋永遠の平和のために、遂に東洋の破滅の戦争をやつたと同じように、この減税の背後には増税の陰謀がある

と、私は指摘せざるを得ないのであります。

大体減税あるいは増税と申しますものが、問題は單に税法上の減税や形式上の減税では、これは問題にならないのであります。減税の基準は国民生活の実態が、税の負担に耐えるか耐えないかというところに、税金の基準がなければならぬといわれ／＼は思ふのであります。最近における国民生活は、今社会党の松尾さんが申されましたように、一般生活物資の値上げあるいは運賃、電燈料、郵便料の値上げのために購買力が減退いたしました。中小企業の不況というふうな状態は、全国的にどこにもかしこにもあるのであります。それにもかかわらず基礎控除の多少の引上げ、あるいは扶養控除の引上げ、税率の多少の変更等は、このような国民生活の苦しい状態を何ら緩和するものではない。従つて過去二箇年間に行われました吉田内閣の減税政策のその裏には、自分の職業を転業したり廃業したり、あるいはまた一家心中をしなればならぬという悲惨事が、次から次へと続出してゐるのであります。これこそ吉田内閣の減税政策に対する国民の悲しい抗議である、私は考へるのであります。こういうような状況から申しまして、それでは現在徴税の状況はどうかと申しますれば、依然として警察よりも税務署の方がこわいという感じが、全國民にあるのであります。私も先般墨田税務署の事態を調べたのであります。二十三年、二十四年、二十五年の滞納税金を差押え、公売してゐるのであります。国税徴收法によつて禁止されてゐるところの差押え物件まで差押え、公売してゐるという事実もあること、これは昨日の委員会におきまして、自由党の有田委員が具体的に指摘しておりましたように、税務官吏の徴税のための血迷つた状態といふものは、依然として解決されてない。こういうことをしなければ税金が納められないのだ。ここに自由党の減税政策の現実暴露が行われてゐると指摘せざるを得ない。さらに政府は税法上の減税の裏で、必ず所得額の水増しをやるといふのが常套手段であつた。いわゆる自然増収という形によつて、予算外の莫大な税金を毎年かき集めてゐるのであります。この自然増収の背後には、國民の血と涙があるといふことを、われ／＼指摘しなければならぬのであります。おそろしく税法上の減税をこのたびやればやるほど、その裏におきましては伝家の宝刀であるところの所得の水増しをやつて、ますます税金を収奪しなければならぬといふことは、必然の結果であります。日本の國民は、依然として徴税旋風のために苦しまなければならぬ。これこそアメリカの日本の植民地的支配のためには、どうしても國民から税金をしぼらなければならぬというこの至上命令によつて、日本政府が忠実にこれを行わんとしたものであります。従つて減税政策は何ら國民生活をゆたかにするものでなく、ますます窮地に追いやるものであるという見地から、わが党はこの法案に對して絶対反對であります。

○夏堀委員長 上林與市郎君。

○上林委員 日本社会党二十三控室は、所得税法の臨時特例に関する法律案に賛成いたします。

と、私は指摘せざるを得ないのであります。

これは昨日の委員会におきまして、自由党の有田委員が具体的に指摘しておりましたように、税務官吏の徴税のための血迷つた状態といふものは、依然として解決されてない。こういうことをしなければ税金が納められないのだ。ここに自由党の減税政策の現実暴露が行われてゐると指摘せざるを得ない。さらに政府は税法上の減税の裏で、必ず所得額の水増しをやるといふのが常套手段であつた。いわゆる自然増収という形によつて、予算外の莫大な税金を毎年かき集めてゐるのであります。この自然増収の背後には、國民の血と涙があるといふことを、われ／＼指摘しなければならぬのであります。おそろしく税法上の減税をこのたびやればやるほど、その裏におきましては伝家の宝刀であるところの所得の水増しをやつて、ますます税金を収奪しなければならぬといふことは、必然の結果であります。日本の國民は、依然として徴税旋風のために苦しまなければならぬ。これこそアメリカの日本の植民地的支配のためには、どうしても國民から税金をしぼらなければならぬというこの至上命令によつて、日本政府が忠実にこれを行わんとしたものであります。従つて減税政策は何ら國民生活をゆたかにするものでなく、ますます窮地に追いやるものであるという見地から、わが党はこの法案に對して絶対反對であります。

○夏堀委員長 上林與市郎君。

○上林委員 日本社会党二十三控室は、所得税法の臨時特例に関する法律案に賛成いたします。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより本案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。なお、ただいま可決されました両案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

明十一月一日は午前十時より在外公館等借入金返済の実施に関する法律案について、海外同胞引揚に関する特別委員会と連合審査会を開会し、在外公館等借入金提供関係者より、参考意見を聴取することに相なつておりますので、委員各位にはできる限り御出席相なるよう委員長より特にお願ひいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十八分散会

〔参照〕

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
所得税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕